

## 老朽危険度判定基準

程度	部位	評定内容	評点	最高 評点
構造 一般の 程度	基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	10	20
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	25
構造の 腐食又 は破損 の程度	基礎、土 台、柱及び はり	柱が傾斜しているもの又ははり、土台若しくは柱に腐朽若しくは破損した部分があるもの	25	100
		基礎に不同沈下があるもの、柱の傾斜が著しいもの、又ははり、土台若しくは柱に大規模な腐朽若しくは破損があるもの	50	
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100	
	外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地が露出しているもの	15	50
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		外壁全体にわたって大きな亀裂がみられ、崩壊の危険があるもの	50	
	屋根	屋根葺き材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	50
		屋根葺き材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25	
		屋根が著しく変形したもの	50	
道路の通行人又は隣接地に対する影響		外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等敷地外に被害を及ぼすおそれがあるもの	25	50
		外壁、屋根材等が現に道路又は隣接地に落下している状況があるもの	50	

生駒市空き家等の適正管理に関する条例第2条(2)アに規定する「管理不全な状態」は、上表により該当評点の合計が100点以上である場合その他市長が危険であると認めた場合とする。